

平成30年4月3日

各 位

(一社)福島県LPガス協会内
福島県液化石油ガス教育事務所

「液化石油ガス設備士再講習」実施について

申込受付期間 4月18日～4月26日

本講習は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の9」「液化石油ガス施行規則第109条」(免状所有者の受講義務)に基づく再講習です。

液化石油ガス設備士は、免状の交付を受けた年度の翌年度から3年以内に第1回の講習を受講し、第2回の講習については第1回の講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年以内に受講することが法律で義務づけられています。したがって、平成9年度以降、この第1回(3年ごと)の再講習を修了した者から、第2回(5年ごと)の受講になります。

あなたは、今回受講対象となり講習を受けなければなりませんので、同封の申込書により4月26日(木)までに受講申込みの手続きをして下さい。

なお、今年度受講されませんと、次回以降についてはご案内出来ませんので、自己管理して受講していただくことになります。

また、液化石油ガス設備士が、本条に違反してこの講習を受けなかった場合は、同法第38条の4の規定により免状の返納を命ぜられることがありますから念のため申し添えます。

(参考) 退職等により全く設備工事の作業に従事する予定がなく、免状が不必要となった場合、「自主返納」の手続きをすれば受講の義務は無くなります。

お問い合わせは当教育事務所まで。 ☎ 024-593-2161

講習実施要領

1. 講習日時 平成30年6月5日(火) 午前9時30分～午後5時30分
(午前9時より受付)

2. 講習会場 福島県青少年会館
福島市黒岩字田部屋53-5 ☎ 024-546-8311

3. 講習科目

(イ) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

(ロ) 液化石油ガス設備工事に必要な高度な知識及び技能

※ 講習全科目を受講後に修了調査を実施します。

(裏面に続く)

4. 受講料 4, 700円 (非課税)

5. 講習用テキスト等

- LPガス設備設置基準及び取扱要領 (青本2014) 3, 810円 (税込み)
- 液化石油ガス法規集 (第33次改訂版) 3, 600円 (税込み)

6. 申込み方法

別紙申込書に所定事項を記入し、受講料及び図書代金を添えて、受付期間中【4月18日(水)～4月26日(木)】に必着するよう、最寄りの協会支部、又は下記宛に現金書留で郵送するか、持参して下さい。

郵送先 〒960-1195 福島市上鳥渡字蛭川22-2
(一社)福島県LPガス協会内 福島県液化石油ガス教育事務所 宛

7. 受講票等の送付について

受講申込者には、後日(講習日10日前位)、受講票(兼図書引換券)、領収証(現金書留にて申込みされた方のみ)、会場案内図等を送付します。

8. 写真

写真1枚(パスポート用サイズ:縦4.5cm×横3.5cm、申込み日前6カ月以内に正面、無帽、上半身、無背景で撮影した本人と確認できるもの)は申込の際に添付はいりませんが、申込終了後に送付された受講票に必ず貼付して下さい。貼付してない場合は受講できません。

9. 講習日に持参するもの

受講票(兼図書引換券)、筆記用具、液化石油ガス設備士免状

10. その他

払込済の受講料は、その後取消しても払戻しできませんから、ご承知おき下さい。

この講習は、高圧ガス保安協会(KHK)の委託を受け当教育事務所が実施いたします。

—— **受講者情報の取扱いについて** ——

高圧ガス保安協会福島県液化石油ガス教育事務所は、講習の申込みをされた方のプライバシーを尊重します。

◇福島県液化石油ガス教育事務所は、講習申込みの際に氏名、生年月日、住所等の個人情報を収集します。これらの情報はこの講習の受付・採点・合否通知のために使用するほか、高圧ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関連した書籍等についての情報提供にも使用することがあります。

◇福島県液化石油ガス教育事務所は、上記の活動を行うため個人情報を適切に管理していると認められる外部の業者に収集した個人情報の取扱いを委託することがあります。この場合、委託先ではKHKの適切な監督の下に委託業務を実施するために個人情報を使用します。

◇福島県液化石油ガス教育事務所は、収集した個人情報を次のように使用することはありません。

- ・申込者の個人情報を外部に意図的に公開・提供すること。
- ・外部からの個人情報の公開・提供の依頼に対して本人の同意を得ずに提供すること。

ただし、法令により開示しなければならない場合を除きます。

◇福島県液化石油ガス教育事務所は、個人情報について適切な管理を行っています。